

参加事業者の募集開始

～青果物の輸送リスク低減のための実証事業に参加してみませんか？～

1. はじめに

本事業は、青果物の輸送中における腐敗や品質劣化等の事故要因に係るデータを収集し、詳細なリスク分析を行うことで、リスク低減に寄与する輸送方法の提案や保険料率の最適化に繋げることを目的としています。本事業の実施に当たり、参加いただける事業者の募集を行います。

2. 事業の概要

【1】対象事業者

以下の7品目を取り扱う輸出事業者 ※いずれかの品目のみの参加も可能です

① りんご ② ぶどう ③ もも ④ かんきつ ⑤ かき ⑥ いちご ⑦ かんしょ



【2】ご協力いただきたい事項（* は一部の参加事業者）

- ✓ 調査票への回答
- ✓ 輸出食品専用保険（G F P 会員プラン）へのご加入
- ✓ データロガーの設置
- ✓ 包材や鮮度保持技術等のトライアル利用 *
- ✓ 保険会社への事故連絡と保険金請求
- ✓ アンケートと個別ヒアリング *



データロガー

- 温度・湿度等を計測
- 貼り付け簡単
- 返却不要（使用後廃棄）

【3】調査期間

参加事業者が申込をした日から、令和7年2月末日まで

【4】協力費

本事業で取り扱った**輸出額100万円当たり8,000円**をお支払いします



- 本事業で収集した自社のデータを閲覧することができますので、輸送中の事故の実態が把握でき、損害防止に役立てられることが期待できます。
- 本事業への参加を通じて、腐敗・品質劣化等のリスクに備えることのメリットを実感でき、総合的なリスクマネジメントの向上が期待できます。

3. 応募要件

- 三井住友海上火災保険(株)の「輸出食品専用保険」*に加入し、保険付保情報や事故情報の開示に同意できること（個人情報や企業秘密は公開されません）
- 表面の「2.【2】ご協力いただきたい事項」に記載した内容にご協力いただけること
- 農林水産物・食品輸出プロジェクト（G F P）の会員であること

* 輸出食品専用保険は、売買契約がCIF条件およびDelivered（DAP, DPU, DDP）条件の場合にのみご契約いただけます。FOB条件やCFR条件等の本船船積み以降の保険手配を輸入者が行う売買契約の場合、本商品はご契約いただけません。

4. 応募の流れ

下表の①～④の順番で応募手続きを進めていただくようお願いいたします

① 募集内容の確認	専用ホームページの募集要項をお読みいただき、事業内容の詳細をご確認ください。8月20日に募集説明会を実施しますので、適宜ご参加ください（録画配信も予定しています）。
② 参加申込みと同意	専用ホームページ（下記QRコード）の「お申込みはこちら」をクリックし、移遷したページに掲載している参加申込書兼同意書をご記入のうえ、送信ボタンを押してください。ご記入内容を確認のうえ、事務局からメールで以降の手続きに関してご案内します。
③ 調査票の作成と提出	事務局より「調査票」をご案内します（8月下旬以降を予定）ので、参加事業者に関する情報、輸出食品専用保険の対象リスクに関する基本情報、過去の事故歴に関する情報、希望条件についてご回答いただき、事務局にメールを送付ください。
④ 輸出食品専用保険の加入手続き	三井住友海上火災保険(株)の取扱代理店または営業課支社より、輸出食品専用保険のお見積書をご案内しますので、当該内容を踏まえ、本保険へのご加入手続きをしてください。



応募は **専用HP** から



<https://www.irric.co.jp/topics/news/2024/0807.php>

（注）想定している参加事業者数に達し次第、募集を終了しますので、ご承知おきください。

お問い合わせ

● 応募に関して

三井住友海上火災保険(株) 公務開発部 開発チーム（担当：澤田）
Tel: 03-3259-4384 e-mail: koumu_kaihatsu@ms-ins.com

● 募集説明会に関して

MS&ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部（担当：谷藤、浦岡）
e-mail : yoshifumi-tanifuji@ms-ad-hd.com 、 noriyuki.uraoka@ms-ad-hd.com

MS&AD

MS&ADインシュアランスグループ

輸出食品専用保険のご案内

GFP会員プラン

輸出食品専用保険の特徴

- 海上輸送(コンテナ入り)や航空輸送で輸出される食品を対象とする外航貨物海上保険です。
- 輸送中の偶然・外来の事故による貨物の損害を補償します。
- 輸出食品専用保険では、通常の外航貨物海上保険では補償されない**腐敗・品質劣化損害**や**温度変化損害**を含めて補償します。
- オプションで、**輸入不許可命令**が出されたことによって発生する損害についても年間100万円を限度※に補償が可能です。

※Delivered (DAP, DPU, DDP)条件の場合は200万円が限度となります。

GFP会員プランの主な特徴

GFP会員プランでは、1事故あたりのお支払限度額を以下のとおり引き上げます。

	腐敗 品質劣化 損害(注1)	温度変化 損害(注2)
一般プラン	500万円	1,000万円
GFP会員プラン	550万円	1,500万円(注3)

(注1) 冷蔵・常温貨物について、輸送中に生じた腐敗・品質劣化損害を補償します。

(注2) 冷凍貨物について、リーファーコンテナの故障等偶然・外来の事故により、輸送中に発生した温度変化損害を補償します。

(注3) 1輸送あたりの最大輸送額を参考に、1,500万円を上限として1事故あたりのお支払限度額を設定します。

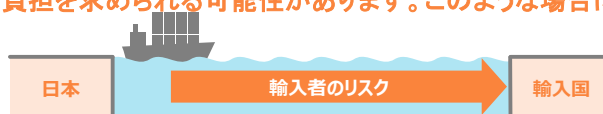
本保険の対象となる貨物

温度帯	貨物の種類				
	青果物	水産物	畜産物	飲料 含むアルコール	加工食品 瓶・缶入り、乾物
常温	○		×		○
冷蔵(5度以下)			○		
冷凍(-15度以下)			○		

輸入者から損害の負担を要求された場合も補償

CIF条件では、輸出本船に貨物が積まれたあとは荷受人である輸入者がすべての損害を負担することとなりますが、梱包の不完全等を理由に、輸送中の腐敗・品質劣化損害や輸入不許可命令による返送・転送費用等※について**輸出者である貴社が損害の負担を求められる可能性があります。このような場合に貴社が負担する損害を補償します。**

※ ただし、輸入不許可命令による費用・損害については、オプション特約のセットが必要です



補償事例

腐敗・品質劣化損害※

ドライコンテナ（冷凍・冷蔵装置のないコンテナ）でたまねぎを輸送したところ、輸入通関に想定以上に時間を要したことに
より腐敗損害が発生！

損害額
550万円

保険金お支払い

495万円

（自己負担割合：10%を適用）

写真はイメージです。



※ 見込み損害額が100万円を超える場合は、本船到着後10日以内に損害査定をご依頼ください。万が一、10日以内に損害査定依頼がされなかった場合には、1事故あたりのお支払限度額が100万円へと縮小されるためご注意ください。

温度変化による損害※

リーファーコンテナ（冷凍・冷蔵装置を有するコンテナ）でマグロを輸送したところ、リーファーコンテナの故障により解凍損害が発生！

損害額
1,500万円

保険金お支払い

1,500万円

※ ただし保険金の支払いにあたっては前提条件を満たしている必要があります。詳細は当社社員までご照会ください。



輸入不許可命令による損害※

輸入国政府から貨物を日本に返送するよう指示があり返送費用が発生！
燻蒸命令をうけオレンジを燻蒸した結果、格落ち損害が発生！

損害額
100万円

保険金お支払い

90万円

（自己負担割合：10%を適用）

※ オプション特約のセットが必要となります。検査証明書等の書類の不備や食品添加物等の特定の事由を原因とする損害は補償の対象となりません。詳細は当社社員までご照会ください。



保険料例

〈 輸入不許可命令による損害を補償する特約のセットがない場合 〉

	青果物	水産物	畜産物	その他加工品・アルコール類等
年間輸出金額	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
1事故あたりの支払限度額	温度変化損害：1,500万円／腐敗・品質劣化損害：550万円			
年間保険料	300,000円	350,000円	450,000円	350,000円

- 上記補償例は、ご説明用のもので実例ではありません。
- このチラシは「輸出食品専用保険（GFP会員プラン）」の特徴を記載したものです。一部の損害については保険金をお支払いしない場合があります。詳細については「外航貨物海上保険」のパンフレットおよび協会貨物約款・特約をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

《 お問い合わせ先 》

三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部 開発チーム（担当：澤田）

Tel: 03-3259-4384 E-Mail: koumu_kaihatsu@ms-ins.com